

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報について、別紙1のとおり開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成16年4月20日、「A専門学校の設置者変更に係る一切の文書」についての開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

なお、実施機関は、本件行政文書の（1）において、「担保解除予定申立書（H14.8.30，H14.11.6）」を挙げているが、これらは、（1）-ロ-（ロ）及び（1）-ハ-（二）を指すものと解されるので、以下においては省略する。

（1）専修学校（A専門学校）の設置者変更について

イ 学校（専修学校）設置者変更認可申請書及び添付書類

（イ） 1 学校（専修学校，各種学校）設置者変更認可申請書・設置者変更理由書

（ロ） 2 設置者変更要項

（ハ） 3 理事会等の決議録

（ニ） 4 寄附行為等

（ホ） 5 新設置者の履歴書及び身分証明書

（ヘ） 6 新役員名簿

（ト） 7 新教職員名簿

（チ） 8 財産目録

（リ） 9 施設の概要

（ヌ） 10 学校等の関係図面

（ル） 11 学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積表

（ヲ） 12 建物面積算出表

（ワ） 13 その他知事が必要と認める書類

ロ 専修学校の設置者変更認可指令書（案）

- （イ） 1 起案文（特記含む）専修学校の設置者変更について
- （ロ） 2 法人分割に伴う担保権解除予定について
- （ハ） 3 設置者変更要項
- （ニ） 4 学校法人の概要
- （ホ） 5 各種学校の廃止等について（答申）
- （ヘ） 6 指令書
- （ト） 7 指令書の受領書

ハ 専修学校の設置者変更に伴う関連文書

- （イ） 1 F A X 送信文書（14年9月2日付け）
- （ロ） 2 F A X 送信文書（14年10月30日付け）
- （ハ） 3 A の 抵 当 権 抹 消 手 続 に つ い て
- （ニ） 4 法人分割に伴う担保権解除の対応について
- （ホ） 5 F A X 送信文書（14年12月5日付け）
- （ヘ） 6 土地及び建物の登記簿謄本

（2）（A 専門学校）校地変更届及び添付書類

- （イ） 1 復命文書
- （ロ） 2 校地変更届
- （ハ） 3 関係図面
- （ニ） 4 権利関係を証する書類
- （ホ） 5 理事会決議録
- （ヘ） 6 寄附財産一覧
- （ト） 7 当該年度の収支予算書及び事業計画

その上で、実施機関は、平成16年5月13日、条例第8条第1項第2号及び同項第3号に該当するとして、本件行政文書のうち、一部を除いて開示するとする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部を開示しない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

「個人情報が含まれること、併せて当該法人の教育方針、経営方針、財政・人事状況等についての法人内部管理情報が含まれ、当該情報を開示した場合、法人の社会的評価に結びつく詳細な情報までも明らかにする結果となり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる。」

- 3 異議申立人は、平成16年7月12日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、次に掲げる行政文書に係る部分開示決定の取消しを求めるというものである。

(1) 専修学校(A 専門学校)の設置者変更について

イ 学校(専修学校)設置者変更認可申請書及び添付書類

(イ) 2 設置者変更要項

(ロ) 6 新役員名簿

(ハ) 9 施設の概要

(ニ) 10 学校等の関係図面

(ホ) 11 学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積表

(ヘ) 12 建物面積算出表

(ト) 13 その他知事が必要と認める書類のうち 専門学校土地面積表

(チ) 13 その他知事が必要と認める書類のうち 平成14年度収支予算書 B 及び平成14年度収支予算書 A

(リ) 13 その他知事が必要と認める書類のうち 学校法人の概要

(ヌ) 13 その他知事が必要と認める書類のうち B 理事会議事録

(ル) 13 その他知事が必要と認める書類のうち 趣意書

ロ 専修学校の設置者変更認可指令書(案)

(イ) 1 起案文(特記含む)専修学校の設置者変更について

(ロ) 3 設置者変更要項

ハ 専修学校の設置者変更に伴う関連文書

(イ) 1 F A X 送信文書(14年9月2日付け)

(ロ) 2 F A X 送信文書(14年10月30日付け)

(ハ) 3 A の抵当権抹消手続について

(ニ) 4 法人分割に伴う担保権解除の対応について

(ホ) 5 F A X 送信文書(14年12月5日付け)

(ヘ) 6 土地及び建物の登記簿謄本

(2) (A 専門学校)校地変更届及び添付書類

イ 1 復命文書

ロ 2 校地変更届

ハ 3 関係図面

ニ 4 権利関係を証する書類

ホ 7 当該年度の収支予算書及び事業計画

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述で主張している異議申立ての理由を総合すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、実施機関が条例第8条第1項第2号及び第3号に該当するとして開示しないこととした情報のうち、以下に掲げる行政文書以外については、意見書及び審査会における意見陳述の中で争わない旨の意思表示を行った。

(1) 専修学校（A 専門学校）の設置者変更について

イ 学校（専修学校）設置者変更認可申請書及び添付書類

(イ) 2 設置者変更要項

経費及び維持方法に記載されている情報については、開示されている寄附行為の中で明らかにされており、非開示とするのは明らかに拡大解釈と言わざるを得ない。

(ロ) 6 新役員名簿

私立学校法では、理事のみならず、監事及び評議員についても、学校法人の管理運営上不可欠な構成メンバーとして設置が義務付けられており、当然のこととして寄附行為にも定められている役職であることから、監事及び評議員についても理事同様公開されるべき情報と考える。現に文部科学省では、異議申立人の関係人が資料要求したA 設立時の認可申請書類の中で、監事及び評議員の氏名を公開している。また、個人情報の「不開示」の例外規定である「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ただし書イ）については、「将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む」とされている。当該規定によれば、学校法人の理事と監事及び評議員を区別する理由は何ら有しないと考える。

なお、本件行政文書の中で旧監事名は公開されているにも関わらず、理由説明書では「監事に係る情報については、すべて非公開とすることが妥当」と述べており、矛盾している。

(ハ) 9 施設の概要、 10 学校の関係図面、 11 学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積表、 12 建物面積算出表及び 13 その他知事が必要と認める書類のうち 専門学校土地面積表

第一に、文部科学省が公開したA の資料の中には、「私立大学の位置及び

校地，校舎の配置図の概要」を示す文書があり，校地と校舎の面積及び保有状況が公開されている。これらの施設は，当該専門学校の施設と多くを共有しているものと考えられるが，この程度の情報を公開することが「当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる」のか，甚だ疑問である。専門学校に必要な校地及び校舎の面積は，専修学校設置基準等で決められており，県が学校設置者変更の認可を適正に行っていれば，その概要を示す程度の情報は何ら非開示とする必要はないと考える。

第二に，「10学校等の関係図面」のうち，配置図，実測平面図，建物平面図，土地登記簿謄本及び建物登記簿謄本を非開示にしているが，配置図は前述のように文部科学省も公開しており，何ら支障はないものとする。実測平面図及び建物平面図についても，それだけで当該法人の経理，財政状況等の詳細が分かるわけではなく，支障があるとは考えられない。また，土地登記簿謄本と建物登記簿謄本については，実施機関が「公開されている情報」と認める以上，何ら非開示とする必要がないものである。

第三に，「11学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積表」は，文部科学省の公開資料ではすべて開示されている。

第四に，「12建物面積算出表」及び「13 その他知事が必要と認める書類のうち専門学校土地面積表」を非開示とする理由は何ら具体性がなく，根拠がないと言わざるを得ない。

(二) 13その他知事が必要と認める書類のうち H14収支予算書B及びH14収支予算書A

収支計算書において予算の大項目に相当する情報が開示されている以上，予算書も同様の扱いをして何ら支障はないものとする。

(ホ) 13その他知事が必要と認める書類のうち 学校法人の概要

役員の氏名等については，前述のとおり，理事のみならず，監事及び評議員名も公開すべきである。

なお，事務局長名をはじめ，学校法人の事務組織における管理職名や組織人数についても非開示が妥当としているが，文部科学省の資料では全部開示されている。

(ハ) 13その他知事が必要と認める書類のうち 学校法人の概要のうち申請学科に係る入学定員・現員表，同 B理事会議事録及び同 趣意書

第一に，申請学科に係る入学定員・現員表のうち，学科ごとの志願者数や合格者数は，対外的に学生を募集する際，志願倍率等の公表によって社会通念上法人の競争上の地位を高めるために活用する情報であり，非開示とする必要はないと考える。

第二に，B理事会議事録と趣意書では，同法人とA専門学校が提携するに至った経緯等をすべて非開示としており，その理由として，条例第8条

第1項第3号に該当するとしているが、これは到底理解に苦しむものである。なぜなら、そもそも両法人が提携する目的は、「学校法人Bが運営する幼稚園にとって、専門学校が移されるということは学校が培っている高度かつ専門的な知識を現場に活かすことができ、また実践の場、実習の場としても大いに活用できることとなり、そのメリットは計り知れないものがある」と強調されているからである。提携そのものは、「法人の競争上の地位」を高め、「正当な利益」を求めるはずにもかかわらず、その説明部分を非開示とする判断は誤りとしか言いようがない。

ロ 専修学校の設置者変更認可指令書（案）

（イ） 1 起案文（特記含む）専修学校の設置者変更について

起案文（特記含む）の非開示部分は、旧Bが運営する幼稚園側の事情が記されていると考えられるが、仮に幼稚園側の不利な情報であっても、全体として意義ある提携ならば、何ら非開示とする必要はないものとする。

（ロ） 3 設置者変更要項

経費及び維持方法については、前記イ - （イ）のとおり、寄附行為の中にある基本的な事項にすぎず、何ら非開示とする必要がない。専門学校の概要のうち校地面積の自己所有と借用の情報についても、この程度の情報を公開することが「法人の社会的評価に結びつく詳細な情報までも明らかにする結果とな」とは考えられず、非開示とする必要はないとする。

ハ 専修学校の設置者変更に伴う関連文書

（イ） 1 F A X 送信文書（14年9月2日付け）、 2 F A X 送信文書（14年10月30日付け）、 3 Aの抵当権抹消手続について、 4 法人分割に伴う担保権解除の対応について、 5 F A X 送信文書（14年12月5日付け）及び 6 土地及び建物の登記簿謄本

当該文書は、専門学校用地の共同担保に関する情報であるが、設置者変更認可にあたって学校法人Bに移管される土地及び建物の中に学校法人Aとの共同担保が設定されていたことから、共同担保の抹消が必要となり、その手続に関する情報である。これらが学校法人の内部管理情報であることは確かだが、既に共同担保の抹消は終了しており、今日開示されたとしても特に支障はないはずである。

（2）（A 専門学校の）校地変更届及び添付書類

イ 1 復命文書及び 2 校地変更届

当該文書は、学校法人から提出された校地変更届に関するものであるが、借入金に関する情報が記録されていることが非開示理由の根拠とされている。

しかし、具体的に何が借入金に関する情報なのかは分からず、それが即、

条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当するのかどうかは疑問である。

ロ 3 関係図面

当該文書は、敷地図及び地積測量図とのことだが、あくまで校地変更に関わる部分のみであり、これらを開示したからといって「法人の社会的な評価に結びつく詳細な情報までも明らかにする結果となり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる」とは考えられない。

ハ 4 権利関係を証する書類

当該文書は、専門学校の校地の内訳表とその登記簿謄本であるが、土地及び建物の登記簿謄本は、実施機関も「公開されている情報」として認められている以上、何ら非開示とする必要はないと考える。

ニ 7 当該年度の収支予算書及び事業計画

前記(1)-イ-(二)のとおり、予算書は財務関係書類に記載される予算とは異なるということをもって、全部非開示とする根拠は不明確である。収支予算書において予算の大項目に相当する情報が開示されている以上、予算書も同様の扱いをしても何ら支障はないものとする。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の性格等について

本件行政文書は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の8第1項の規定に基づき、所轄庁たる実施機関に申請された専修学校設置者変更認可申請書及び同法82条の9の規定に基づき届け出られた校地変更届並びにそれらに関連する文書であり、私立学校（専修学校）に関する認可及び届出事項に係るものである。

2 本件行政文書の条例第 8 条第 1 項各号該当性について

(1) 専修学校（A 専門学校）の設置者変更について

イ 学校（専修学校）設置者変更認可申請書及び添付書類

(イ) 2 設置者変更要項

経費及び維持方法に記載されている情報については、計算書類のように詳細な情報が記録されているものではないが、別に当該法人の計算書類も含まれることから、計算書類の開示に係る判断と同様に計算書類の中科目以下に相当する科目については、非開示とする。

(ロ) 6 新役員名簿

当該文書には、新旧役員が記載されている。理事については、私立学校法、組合等登記令により代表権を有する者として登記義務があり、住所及び氏名については「法令の規定により公開されている情報」であることから、非開示情報から除かれると考えるが、それ以外の情報(当該学校法人に関する理事等の職を除く。)は条例第8条第1項第2号ただし書イの規定に該当しないと考えられることから、非開示とすることが妥当と判断する。また、監事及び評議員については、理事と異なり、登記すべき事項ではなく、その他の法令によっても公表されている情報ではないことから、当該情報が同号ただし書イに該当するとは認められない。

(ハ) 9 施設の概要

当該文書は、校地及び校舎の自己所有又は借用等の情報が記録されている。校地総面積を除く情報は、当該法人の財政状況等の内部情報であり、開示することにより法人の社会的評価に結びつく詳細な情報までも明らかにする結果となり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められると考えられ、非開示が妥当と判断する。

(ニ) 10 学校等の関係図面

当該文書のうち、配置図、実測平面図(登記申請書含む)、建物平面図、土地登記簿謄本及び建物登記簿謄本については、当該法人の経理、財政状況等に関する内部情報であり、公開することにより法人の社会的評価に結びつく詳細な情報までも明らかにする結果となり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められると考えられ、非開示が妥当と判断する。登記簿謄本は公開されている情報であるが、学校法人が所有している土地及び建物の情報は法人内部の情報であり、それ自体が公開されているものではなく、当該土地及び建物を特定することは容易ではない。また、財産目録の内訳も公開していない。

(ホ) 11 学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積並びに 12 建物面積算出表

当該文書には、運動場及び校舎の詳細な面積が記載されている。当該情報は、法人の経理、財政状況等の内部情報であり、公開することにより法人の社会的評価に結びつく詳細な情報までも明らかにする結果となり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められると考えられ、非開示が妥当と判断する。

(ヘ) 13 その他知事が必要と認める書類のうち 専門学校土地面積表

当該文書には、校地及び校舎の詳細な面積が記載されている。当該情報は、法人の経理、財政状況等の内部情報であり、公開することにより法人の社会的評価に結びつく詳細な情報までも明らかにする結果となり、当該

法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められると考えられ、非開示が妥当と判断する。

(ト) 13その他知事が必要と認める書類のうち 平成14年度収支予算書B及び平成14年度収支予算書A

当該予算書については、当該年度の当初予算書であり、その後補正予算が組まれるなどし、財務関係書類に記載される予算とは異なる。また、仮に補正予算であっても、学校法人が事業活動を行う上での内部資料であって、当該学校法人が自主的、独自に行うことであり、これを開示すると当該学校法人の運営方針、経営方針が明らかになり、当該学校法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから、条例第8条第1項第3号に該当し、全部非開示とすることが妥当と判断する。

(チ) 13その他知事が必要と認める書類のうち 学校法人の概要

役員の氏名等については、組合等登記令(昭和39年政令第29号)により代表権を有する者として登記義務があり、「法令の規定により公開されている情報」であることから、「常勤・非常勤の別(特に個人情報ではなく、開示することで影響のある法人内部情報でもない。)」と併せて開示することが妥当と判断する。ただし、氏名以外の生年月日、最終学歴、主な職歴(当該学校法人の理事等の情報は除く)及び寄附行為の選任条項等については、「法令の規定により公開され、又は公開することが予定されている情報」ではなく、また、慣行として公表されているということもないため、非開示とすることが妥当と判断する。

監事及び評議員の氏名等については、登記すべき事項ではなく、その他の法令によっても公表されている情報でもないため、当該情報が条例第8条第1項第2号のただし書に該当するとは認められないことから、監事数以外の情報、評議員数及び常勤・非常勤の別以外の情報は非開示とすることが妥当である。

事務局長及び学校法人の事務組織の氏名については、法令の規定により公開されている情報ではなく、慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報であるとも言い難く、これを公開することにより、個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められることから、役職名の部分を除き非開示とすることが妥当と判断する。

組織人数についても、学校法人の内部管理に関する情報として、十分な配慮が必要であると認められ、当該学校法人の教育活動や経営状況、財政・人事などの情報が判明することから、社会通念上、条例第8条第1項第3号に該当すると考えられ、部局別の総数以外は非開示とする。

申請学科に係る入学定員・現員表については、学科ごとの志願者数及び合格者数は、学校法人の内部管理に関する情報(定員に対してどの程度合

格させたらよいか等のノウハウ)として、十分な配慮が必要であると認められ、当該学校法人の教育活動や経営状況、財政状況など多方面にわたる情報が判明することから、社会通念上、条例第8条第1項第3号に該当すると考えられ、入学定員を除き非開示とすることが妥当と判断する。

(リ) 13その他知事が必要と認める書類のうち B 理事会議事録

当該議事録は、学校法人BとA専門学校が提携するに至った経緯等であり、その情報は学校法人の内部管理に関するものとして、十分な配慮が必要であると認められ、条例第8条第1項第3号に該当すると考えられ、冒頭部分、2号議案、3号議案及び理事の氏名を除き、非開示とすることが妥当と判断する。

(ヌ) 13その他知事が必要と認める書類のうち 趣意書

当該文書は、学校法人BとA専門学校との提携についての趣意書であるが、記録されている情報は、提携するに至った経緯等であり、学校法人の内部管理に関する情報として、その取扱いに十分な配慮が必要であると認められ、条例第8条第1項第3号に該当すると考えられ、学校法人B理事長名を除き、非開示とすることが妥当と判断する。

ロ 専修学校の設置者変更認可指令書(案)

(イ) 1起案文(特記含む)専修学校の設置者変更について

特記に記録されている情報には、学校法人Aの専門学校を学校法人Bへ移管した経緯・理由等の部分があり、当該法人の教育活動や経営状況、財政・人事状況など多方面にわたる情報が判明することから、社会通念上、条例第8条第1項第3号に該当すると考えられ、審議会委員から質疑に対する回答部分の の部分は非開示とする。

(ロ) 3設置者変更要項

前記イ-(イ)と同じ理由により、条例第8条第1項第3号に該当し、全部非開示とすることが妥当と判断する。

ハ 専修学校の設置者変更に伴う関連文書

(イ) 1 F A X 送信文書(14年9月2日付け)

当該文書には、専門学校用地の共同担保に関する情報が記録されている。当該情報は、学校法人の内部管理に関する情報として、十分な配慮が必要であると認められ、当該学校法人の経営状況、財政状況など多方面にわたる情報が判明することから、社会通念上、条例第8条第1項第3号に該当すると考えられるが、今回の一連の開示する情報にはこの共同担保に係る一般的情報が記載されており、非開示とする利益がないことから開示する。ただし、相手方(担保権者)やその処理方針については、法人の内部管理情報であり、公開することにより法人の社会的評価に結びつく詳細な情報までも明らかにする結果となり、当該法人の競争上の地位その他正当な利

益が損なわれると認められると考えられ、非開示が妥当と判断する。

(ロ) 2 F A X 送信文書 (14年10月30日付け)

当該文書は、共同担保の解除の進捗状況についての確認文書であり、法人内部管理情報である不動産変更登記物件の明細が記録されている。当該情報は公開することにより法人の社会的評価に結びつく詳細な情報までも明らかにする結果となり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められると考えられ、非開示が妥当と判断する。また、相手担当者個人名は個人情報として非開示とする。

(ハ) 3 A の 抵 当 権 抹 消 手 続 について

当該文書は、共同担保の解除手続についての確認文書である。当該情報は、法人内部管理情報であり、公開することにより法人の社会的評価に結びつく詳細な情報までも明らかにする結果となり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められ、非開示が妥当と判断する。

(ニ) 4 法人分割に伴う担保権解除の対応について

当該文書は、県の指導に対する学校法人からの回答文書であり、記録されている情報のうち、1 提出書類の部分及び3 当該物件の校地及び校舎の情報は、法人の経理、財務に関する詳細な情報で、条例第8条第1項第3号に該当すると考えられ、非開示とする。

(ホ) 5 F A X 送信文書 (14年12月5日付け)

当該文書は、共同担保の解除の進捗状況について、A から資料として提供された理事会議事録である。記録されている情報は、A 専門学校の学校法人 B への移管に係る現担保権の解除及び設定の件である。当該情報は学校法人の内部管理に関するものとして、十分な配慮が必要であると認められ、当該学校法人の教育活動や経営状況、財政・人事状況など多方面にわたる情報が判明することから、社会通念上、条例第8条第1項第3号に該当すると考えられる。

したがって、今回の一連の開示によって明らかになる現担保権についての一般的情報(金融機関名、抵当権の内容及び担保物件である校地情報以外の情報)は開示するが、その後の処置(別の土地に担保を設定する)については非開示とする。

なお、監事、事務職員の氏名及び印影についても非開示とする。

(ヘ) 6 土地及び建物の登記簿謄本

当該文書は、登記簿謄本であり、それ自体は公開されている情報であるが、法人が所有している土地の情報は公開されているものではなく、法人が所有している土地や建物の情報は、法人の経理、財務、経営方針及び教育方針等に関する内部管理情報であることから、条例第8条第1項第3号に該当すると考えられ、非開示とする。

(2)(A 専門学校 の) 校地変更届及び添付書類

イ 1 復命文書

当該文書は、学校法人から提出された校地変更届に対する受理状況の報告であり、借入金に関する情報が記録されている。当該情報部分は、学校法人の経理に関する詳細な情報で、条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当すると考えられ、非開示とする。

ロ 2 校地変更届

当該文書は、学校法人から提出された校地変更届であり、変更の理由、変更の時期及び校地変更面積表が記録されている。当該校地変更届には、借入金に関する情報が記録されており、当該情報部分は、学校法人の経理に関する詳細な情報で、条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当すると考えられ、非開示とすることが妥当と判断する。また、校地変更面積については、内訳は法人内部の管理情報であると認められ非開示とするが、現有面積の合計と変更後面積の合計については開示する。

ハ 3 関係図面

当該文書は、敷地図及び地積測量図であり、当該法人の経理、財務状況等に関する内部情報が記録されていることから、公開することにより法人の社会的評価に結びつく詳細な情報までも明らかにする結果となり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められると考えられ、非開示が妥当と判断する。

ニ 4 権利関係を証する書類

当該文書は、専門学校の校地の内訳表及び登記簿謄本であり、登記簿謄本自体は公開されている情報であるが、法人が所有している土地の情報は公開されているものではなく、法人の経理、財務、経営方針、教育方針等に関する内部管理情報であることから、条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当すると考えられ、非開示とする。

ホ 7 当該年度の収支予算書及び事業計画

前記(1) - イ - (ト) と同じ理由により、条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当し、全部非開示とすることが妥当と判断する。

第 5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるように

するとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

(1) 私立の専修学校が、設置者の変更を行う場合にあつては、学校教育法第82条の8第1項の規定に基づき、知事の認可を受けなければならないこととされており、知事は、専修学校の設置者の変更の認可の申請があつた場合には、同条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき、同法第82条の2、第82条の3及び第82条の5から第82条の7までの基準に適合するかどうかを審査した上で、当該認可に関する処分をしなければならないこととされている。また、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の校地を変更しようとするときは、同法第82条の9の規定により、知事に届け出なければならないこととされている。

(2) 本件行政文書は、学校教育法第82条の8第1項の規定に基づき、学校法人A及び学校法人Bから実施機関である知事に提出された、A専門学校に関する設置者変更認可申請書及びその添付書類並びに同法第82条の9の規定により、学校法人Bから実施機関である知事に提出された、A専門学校に関する校地変更届及びその添付書類である。

3 審議の対象について

本件処分において、条例第8条第1項第2号及び第3号に該当するとして開示しないこととされた情報のうち、「第3 異議申立人の主張要旨」に掲げる行政文書以外については、異議申立人が意見書及び審査会における意見陳述の中で争わない旨の意思表示をしていることから、当該部分は、審査会における審議の対象になっていない。

4 条例第8条第1項第2号及び第3号該当性について

まず、条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければな

らない旨を規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、また、条例第3条第1項後段は、実施機関に、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報があり、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない旨を規定している。

次に、条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならない旨を規定している。また、同号ただし書は、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない旨を規定している。

なお、同号本文に規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報若しくは経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、法人等若しくは事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの又は公開することにより、法人等若しくは事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められ

る情報をいうと解される。

以下において、本件行政文書が、条例第8条第1項第2号及び第3号に該当するかどうかについて、個別に検討する。

(1) 専修学校（A 専門学校）の設置者変更

イ 学校（専修学校）設置者変更認可申請書及び添付書類

(イ) 2 設置者変更要項

この文書には、学校の目的、名称、位置、学則、経費及び維持方法並びに設置者の変更の時期が記載されている。

このうち、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示としたのは経費及び維持方法の部分であるが、当該部分については、本件処分により既に開示された学校法人Bの寄附行為の中で明らかとなっている情報と同じものであることから、非開示とする合理的な理由はなく、条例第8条第1項第3号に該当しないと認められ、開示することが妥当である。

(ロ) 6 新役員名簿

この文書は、新旧学校法人B理事名簿（役職名、氏名、生年月日、最終学校部科名、選任区分・法第38条第1項、住所、主な職業及び他の法人役員）及び新旧学校法人B評議員名簿（役職名、氏名、生年月日、最終学校部科名、選任区分・法第38条第1項、住所及び主な職業）である。

このうち、実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としたのは、新旧学校法人B理事名簿のうち理事長に係る生年月日、最終学校部科名、選任区分・法第38条第1項及び他の法人役員の一部並びに理事に係る生年月日、最終学校部科名、選任区分・法第38条第1項、主な職業の一部及び他の法人役員の一部並びに新学校法人B理事名簿のうち監事に係る氏名、新旧学校法人B理事名簿のうち監事に係る生年月日、最終学校部科名、住所、主な職業及び他の法人役員並びに新旧学校法人B評議員名簿のうち氏名、生年月日、最終学校部科名、選任区分・法第38条第1項、住所及び主な職業の部分である。

しかし、異議申立人からの意見書、当該意見書に添付された資料及び審査会における意見陳述によると、学校法人A設立時の監事及び評議員に係る氏名が掲載された資料並びに学校法人の事務組織が、文部科学省から異議申立人の関係者に情報提供された事実があることから、当該情報と同種の情報については、非開示とする合理的な理由はなく、条例第8条第1項第2号に該当しないと認められる。

したがって、新学校法人B理事名簿のうち学校法人職員と兼職している理事の主な職業に係る部分及び監事の氏名、新旧学校法人B評議員名

簿のうち評議員の氏名並びに理事長職又は理事職と兼職している評議員に係る住所及び主な職業に係る部分並びに新学校法人B評議員名簿のうち学校法人職員と兼職している評議員の主な職業に係る部分については、開示することが妥当である。

なお、上記以外の部分については、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」と認められ、条例第8条第1項第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

(八) 9施設の概要

この文書には、学校法人Aに係る校地及び校舎の概要等が記載されている。

このうち、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした部分は、校地の種別ごと、専用・共用別、自己所有・借用別の面積及び備考並びに校舎の室名ごと、専用・共用別、自己所有・借用別の面積及び備考の部分である。

本件処分時における不動産登記法（明治32年法律第24号。以下同じ。）第21条の規定等によれば、何人も手数料を納付して、登記簿等の閲覧、登記簿の謄本又は抄本の交付、地図等の写しの交付を請求することができ、不動産登記法施行細則第34条の規定等により、登記官は当該請求があった場合には、登記簿等を閲覧させ又はその謄本等を交付しなければならないとされている。

校地及び校舎に関しては、当該学校法人において公にされており、また、(二)の10の学校等の関係図面において実施機関が位置図及び見取図を開示していることから、当該学校法人に関する土地のおおよその位置及び範囲が特定され、当該土地を管轄する登記所において備え付けてある地図等の閲覧により学校法人に関する土地及び建物の地番を特定することができるものと認められる。そうすると、上記のとおり、不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから、当該学校法人に係る土地及び建物に関するこれらの情報は、一般に公にされているものと認められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

(二) 10学校等の関係図面

この文書は、学校法人Aに係る施設に係る位置図、見取図、設計図面（図面番号がA・102と記載されたもの）、専門学校2号館等に係る配置図、建物図面（各階平面図）、設計図面（平面図、立面図、詳細図及び断面図が記載されたもの）、登記申請書、地積測量図、地籍図並びに土地及び建物の登記簿謄本である。

このうち、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして、位置図及び見取図以外については非開示としたが、登記申請書並びに土地及び建物の登記簿謄本は、前記（八）のとおり、不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから、当該学校法人に係る土地及び建物に関するこれらの情報は、一般に公にされているものと認められる。また、同じく、建物図面（各階平面図）及び地積測量図についても、不動産登記法上の地図等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから、当該学校法人に係る土地及び建物に関するこれらの情報は、一般に公にされているものと認められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。また、設計図面（図面番号がA・102と記載されたもの）は、校舎等の位置が当該学校法人の校地に示された図面であるが、校地及び校舎に関しては、当該学校法人において公にされていることから、これについては「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

さらに、専門学校2号館等に係る配置図及び地籍図は、当該学校法人が、特定の校舎及び校地について、地積測量図や地図等を基に、校舎等の配置や道路の位置等を加筆するなどして作成した図面と推測されるが、校地及び校舎に関しては、当該学校法人において公にされていることから、これらについては「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

一方、設計図面（平面図、立面図、詳細図及び断面図が記載されたもの）には個々の教室等の配置等詳細な情報が記載されており、これは一般には公表されておらず、事業活動を行う上での内部管理情報に属する情報も含まれていることが認められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又

は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められることから，条例第8条第1項第3号に該当し，非開示が妥当である。

(ホ) 11学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積表及び 12建物面積算出表

この文書には，学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積，建物面積算出に係る計算及びA専門学校校舎面積に係る面積内訳が記載されている。

このうち，実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした部分は，表紙（1ページ及び2ページ）を除く部分である。

異議申立人からの意見書，当該意見書に添付された資料及び審査会における意見陳述によると，学校法人Aの設置する学校の収容定員に対する校地，校舎の基準面積と現有面積表が，既に文部科学省から異議申立人の関係者に情報提供された事実が認められることから，当該情報と同種の情報である学校の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積表については，非開示とする合理的な理由はなく，条例第8条第1項第3号に該当しないと認められることから，開示することが妥当である。

一方，建物面積算出表には個々の教室等の室名及び床面積の計算式等が，また，A専門学校校舎面積内訳表には教室等の大区分ごとの面積が，それぞれ記載されており，これらは一般には公表されておらず，事業活動を行う上での内部管理情報に属する情報も含まれていることが認められる。

したがって，これらについては，「公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められることから，条例第8条第1項第3号に該当し，非開示が妥当である。

ただし，建物面積算出表中の専門学校合計床面積の床面積欄及びA専門学校校舎面積内訳表中の専門学校校舎面積の面積欄については，既に専修学校の設置者変更認可指令書(案)の 3設置者変更要項において，A専門学校の校舎面積が開示された事実があり，当該設置者変更要項の中で明らかとなっている情報と同じものであることから，非開示とする合理的な理由はなく，条例第8条第1項第3号に該当しないと認められ，開示することが妥当である。

(ヘ) 13その他知事が必要と認める書類のうち 専門学校土地面積表

この文書には，A専門学校に係る土地の所在，地番，面積，所有者及び備考並びに建物に係る家屋番号，延床面積，所有者及び備考が記載さ

れている。

これらについて、実施機関は条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示としたが、前記(八)のとおり、不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから、当該学校に係る土地及び建物に関するこれらの情報は、一般に公にされているものと認められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

(ト) 13その他知事が必要と認める書類のうち 平成14年度収支予算書B及び平成14年度収支予算書A

この文書は、学校法人Bの平成14年度予算に関する資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書及び消費収支内訳表並びに学校法人Aの平成14年度予算に関する資金収支予算書、資金収支内訳表、消費収支予算書及び消費収支内訳表であるが、これらについて、実施機関は条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした。

学校法人の予算関係書類は、当該年度の事業計画等の見積りが一定の基準に基づいて整理され、作成されたものであり、学校の事業計画等が具体的な金額により明らかにされているものである。この見積りをするための一定の基準が「学校法人会計基準」であり、一般の企業における「企業会計原則」と同様の会計処理のルールである。

すなわち、各学校法人の自由な活動の結果を、決められたルールによって表示しているに過ぎないから、「学校法人会計基準」で科目が厳密に定められていることをもって、学校法人の自主性が制限されているとは認められない。それは、「企業会計原則」に従って会計処理を行う企業が自由な活動を行えないわけではないことと同様である。

一方、私立学校は、前述のように、建学の精神をいかした独自の校風により、各学校ごとに特色ある教育研究を実施している。詳細な予算関係書類をみれば、それら独自の事業活動、事業運営等が容易に読み取られることとなり、当該学校法人独自の経営戦略や経営上のノウハウ等が明らかになった場合や、他の学校法人と比較して優劣が明らかになる場合には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるものであると認められる。

以上のことから、大科目以外の科目の詳細な経理情報については、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められる。

ただし、補助金収入の内訳を構成する大科目以外の科目については、当該学校法人に対する何らかの公的資金による補助を示すものであり、補助金を交付する地方公共団体が、その金額を明らかにしていることに照らすと、これを非開示にする理由はなく、補助金収入の欄については、大科目以外の科目及びこれに係る金額も開示することが妥当である。

しかし、資金収支計算書（大学は資金収支予算書）のうち収入の部に係る資産運用収入及び前年度繰越支払資金並びに支出の部に係る借入金等利息支出、借入金等返済支出、資産運用支出及び次年度繰越支払資金、資金収支内訳表のうち収入の部に係る資産運用収入及び支出の部に係る借入金等利息支出及び借入金等返済支出、消費収支計算書（大学は消費収支予算書）のうち消費収入の部に係る資産運用収入、帰属収入合計、基本金組入額合計及び消費収入の部合計並びに消費支出の部に係る借入金等利息支出、消費支出の部合計、当年度消費支出（収入）超過額、前年度繰越消費支出（収入）超過額及び翌年度繰越消費支出（収入）超過額、消費収支内訳表のうち消費収入の部に係る資産運用収入、帰属収入合計、基本金組入額合計及び消費収入の部合計並びに消費支出の部に係る借入金等利息支出及び消費支出の部合計（以下「資産運用収入等」という。）については、学校法人の行う資産運用や運転資金の規模、借入金額等が明らか又は推量されることから、これらの金額については、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められることから、条例第8条第1項第3号に該当し、非開示が妥当である。

したがって、資産運用収入等の金額を除き、大科目、補助金収入に係る大科目以外の科目に関する情報及びこれらに相当する情報については、条例第8条第1項第3号に該当せず、開示することが妥当である。

(チ) 13その他知事が必要と認める書類のうち 学校法人の概要

この文書には、法人の名称、事務所の所在地、定員増を行う学科等の内容、既設校の内容、法人等の沿革、役員数、理事長、専務理事及び理事に係る氏名、生年月日（年齢）、最終学的、主な職歴等、常勤・非常勤の別及び寄附行為の選任条項並びに監事及び事務局長に係る氏名、生年月日（年齢）、最終学的、主な職歴等並びに評議員に係る氏名、職業、常勤・非常勤の別及び寄附行為の選任条項並びに学校法人の事務組織（平成14年4月1日現在）並びに申請学科に係る入学定員・現員表が記載されている。

このうち、実施機関が条例第8条第1項第2号及び同項第3号に該当するとして非開示とした部分は、理事長、専務理事及び理事に係る生年月日（年齢）、最終学歴、主な職歴等及び寄附行為の選任条項並びに監事

及び事務局長に係る氏名，生年月日（年齢），最終学歴及び主な職歴等並びに評議員に係る氏名，職業及び寄附行為の選任条項並びに学校法人の事務組織のうち職員氏名及び職員数並びに申請学科に係る入学定員・現員表のうち志願者数及び合格者数である。

異議申立人からの意見書，当該意見書に添付された資料及び審査会における意見陳述によると，学校法人A設立時の監事及び評議員の氏名が掲載された資料及び学校法人の事務組織が，文部科学省から異議申立人の関係者に情報提供された事実が認められることから，当該情報と同種の情報については，非開示とする合理的な理由はなく，条例第8条第1項第2号及び第3号に該当しないと認められる。また，志願者数及び合格者数については，定員に対してどの程度合格させたらよいかといったノウハウや学校法人の運営上の地位に関する情報として扱われていたことは認められる。

しかし，平成17年3月14日付け文部科学省高等教育局長通知「大学による情報の積極的な提供について」により，受験者数合格者数及び入学者数を含む入学者選抜に関する情報などについては，大学における積極的な情報提供が求められていること，また，大学の果たす社会的役割や責任等を考慮すれば，本来，大学自らこれらの情報を提供すべきであること，さらに，同大学の平成17年度入学者選抜の情報が受験関係の事業者のホームページで閲覧できることなどからすれば「公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず，条例第8条第1項第3号に該当しないことから，開示することが妥当である。

したがって，理事長，専務理事，理事，監事及び事務局長に係る主な職歴等のうち当該学校法人に関する役職部分，監事及び事務局長に係る氏名，評議員に係る氏名並びに寄附行為の選任条項及び職業のうち当該学校法人に関する役職部分，学校法人の事務組織（平成14年4月1日現在）及び申請学科に係る入学定員・現員表については，開示することが妥当である。

（リ） 13その他知事が必要と認める書類のうち B 理事会議事録

この文書は，学校法人B理事会の議事録である。

このうち，実施機関が条例第8条第1項第2号及び第3号に該当するとして非開示とした部分は，学校法人友愛学園とA専門学校との連携に関する内容及び理事の印影部分である。

学校法人の業務は，理事をもって組織する理事会によって決定することとされている。すなわち，理事会は当該学校法人内部に置かれた議決機関であり，管理運営上の重要事項に係る最高意思決定機関であって，

理事会の議事録は、当該最高意思決定機関における審議の記録であると認められる。

こうした議事録の性格を踏まえて、実施機関が非開示とした当該議事録について、審査会がインカメラ審理を行ったところ、議事内容の一部（２ページ３行目２文字目から７行目まで、同８行目２文字目から９行目まで、同１０行目２文字目から１３行目まで、同１４行目２文字目から１６行目２３文字目まで、同１８行目５文字目から２６文字目まで、同２２行目から２５行目２３文字目まで及び３ページ１行目から５行目２文字目まで）には、提携後のＢ幼稚園に関する理事長らの発言が記載されており、これらは法人運営の根幹に触れる重要な情報であり、また、事業活動を行う上での内部管理に属する情報も含まれていることが認められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められることから、条例第８条第１項第３号に該当し、非開示が妥当である。また、理事の印影については、公開することにより、偽造等悪用により個人の権利利益が害されるおそれのあるものとして、条例第８条第１項第２号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

しかし、上記部分以外の議事内容については、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第８条第１項第３号に該当しないことから、開示することが妥当である。

(又) 13その他知事が必要と認める書類のうち 趣意書

この文書は、学校法人Ｂ理事長がＡ専門学校との提携に関して作成した趣意書であり、同校との提携を決意するに至った理由等が記載されている。

このうち、実施機関が条例第８条第１項第２号及び同項第３号に該当するとして非開示としたところは、標題、年月日、あて名及び理事長氏名を除いた部分である。当該部分について、審査会がインカメラ審理を行ったところ、当該内容の一部（１ページ４行目から１１行目まで、同１２行目４文字目から１４行目まで、同１５行目４文字目から１６行目まで、同１７行目４文字目から２ページ２行目まで、２ページ４行目から１３行目まで、同２２行目４文字目から３ページ３行目１６文字目まで及び３ページ６行目１２文字目から７行目まで）には、同理事長が考える学校法人ＢとＡ専門学校との提携に至る背景、とりわけ、Ｂが抱える現状と課題等が記載されており、これらは法人運営の根幹に触れる重要な情報であり、また、事業活動を行う上での内部管理に属する情報も含まれていることが認

められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められることから、条例第8条第1項第3号に該当し、非開示が妥当である。また、理事の印影については、前記(リ)のとおり、非開示とすることが妥当である。

しかし、上記部分以外の内容については、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

ロ 専修学校の設置者変更認可指令書(案)

(イ) 1 起案文(特記含む)専修学校の設置者変更について

この文書は、A専門学校の設置者変更認可の起案書である。

このうち、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示としたところは、学校法人Bが抱える現状と課題等である。

これらは法人運営の根幹に触れる重要な情報であり、また、事業活動を行う上での内部管理に属する情報も含まれていることが認められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められることから、条例第8条第1項第3号に該当し、非開示が妥当である。

(ロ) 3 設置者変更要項

この文書には、学校の目的、名称、位置、変更の時期及び理由、経費及び維持方法、定員及び実員、教職員組織、校地面積、校舎面積、資産関係及びその他が記載されている。

このうち、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした部分は、経費及び維持方法、校地面積に係る自己所有・借用の内訳及び校舎の棟数である。

経費及び維持方法については、前記イ-(イ)のとおり、条例第8条第1項第3号に該当しないと認められる。また、校地面積に係る自己所有・借用の内訳及び校舎の棟数については、前記イ-(八)のとおり、不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされており、A専門学校に係る土地及び建物に関するこれらの情報は、一般に公にされているものと認められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示する

ことが妥当である。

八 専修学校の設置者変更に伴う関連文書

(イ) 1 F A X送信文書(14年9月2日付け)

この文書には、標題、年月日、金融機関名、支店名、金融機関担当者の職名及び氏名、実施機関の担当課名、担当者の職名、氏名及び印影並びに電話メモの内容並びに両機関の電話番号及びファックス番号等が記載されている。

このうち、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした部分は、金融機関名、支店名、金融機関担当者の職名及び氏名、金融機関の電話番号及びファックス番号並びに電話メモの内容である。

金融機関名及び支店名は前記イ-(八)のとおり不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから、学校法人Aに係る土地及び建物の抵当権等に関する情報は、一般に公にされているものと認められる。

したがって、根抵当権者である金融機関名及び支店名については、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。また、上記のとおり、金融機関名及び支店名は開示することが妥当であると判断されることから、業務のため使用する組織共用の電話番号及びファックス番号についても、一般に公にされている情報であると考えられ、開示することが妥当である。

さらに、金融機関担当者の職名については、条例第8条第1項第2号及び第3号に該当しないので、開示することが妥当である。

しかし、金融機関担当者の氏名については、公開することにより、特定の個人が識別されることから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。また、電話メモの内容については、金融機関の共同担保に係る抹消手続の考え等が記載されており、事業活動を行う上での内部管理に属する情報も含まれていることが認められ、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められることから、条例第8条第1項第3号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(ロ) 2 F A X送信文書(14年10月30日付け)

この文書には、標題、送付先、送信日時、送信枚数、ファックス番号、送信文、学校法人Aの住所、担当部課名、電話番号、ファックス番号、担当者氏名及び不動産変更登記物件明細(土地に係る所在、地番、地目、

面積，非課税証明書の有無及び日付，登記受付年月日，備考欄並びに建物に係る所在，家屋番号，種類，延面積，非課税証明書の有無及び日付，登記受付年月日，建物名称，欄外手書きメモ）等が記載されている。

このうち，実施機関が条例第8条第1項第2号及び第3号に該当するとして非開示とした部分は，土地に係る所在，地番，地目，面積，非課税証明書の有無及び日付，登記受付年月日，備考，欄外手書きメモ，建物に係る所在，家屋番号，種類，延面積，非課税証明書の有無及び日付，登記受付年月日，建物名称，欄外手書きメモ，金融機関名並びに当該学校法人の担当者氏名である。

不動産変更登記物件明細のうち土地の所在，地番，地目，面積，登記受付年月日，備考及び欄外手書きメモ部分並びに建物の所在，家屋番号，種類，延面積，登記受付年月日，建物名称，欄外手書きメモ部分及び金融機関名については，前記イ - (八)のとおり不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから，当該学校法人に係る土地及び建物に関するこれらの情報は，一般に公にされているものと認められる。

したがって，これらについては，「公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず，条例第8条第1項第3号に該当しないことから，開示することが妥当である。また，非課税証明書の有無及び日付については，当該学校法人が税務手続の際に用いる証明書の有無を記載したものであり，「公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず，条例第8条第1項第3号に該当しないことから，開示することが妥当である。

しかし，当該学校法人の担当者氏名については，公開することにより，特定の個人が識別されることから，条例第8条第1項第2号本文に該当し，また，同号ただし書のいずれにも該当しないことから，非開示とすることが妥当である。

(八) 3 Aの抵当権抹消手続について

この文書には，標題，月日，学校法人Aの課名及び担当者氏名，項目並びに金融機関の状況等が記載されているが，これらについて，実施機関は条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした。

当該学校法人の担当者氏名については，前記(ロ)のとおり，非開示とすることが妥当である。また，金融機関の状況等については，金融機関側の手続に関する遅延理由等が記載されており，事業活動を行う上での内部管理に属する情報も含まれていることが認められ，「公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利

益が損なわれる」と認められることから，条例第8条第1項第3号に該当し，非開示とすることが妥当である。

一方， 標題， 月日， 当該学校法人の課名及び項目については， いずれも「公開することにより， 当該法人等又は当該個人の権利， 競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず， 条例第8条第1項第2号及び第3号に該当しないことから， 開示することが妥当である。

(二) 4 法人分割に伴う担保権解除の対応について

この文書は， 学校法人 A から実施機関に提出された報告文書であり， 理事会議事録の概要， 対象物件に係る所在及び地番等が記載されている。

このうち， 実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした部分は， 当該学校法人の理事会議事録の概要の一部並びに対象物件に係る所在及び地番である。

当該議事録の概要の一部には， 法人運営の根幹に触れる重要な情報が含まれ， また， 事業活動を行う上での内部管理に属する情報が含まれていることが認められ， 「公開することにより， 当該法人等又は当該個人の権利， 競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められることから， 条例第8条第1項第3号に該当し， 非開示とすることが妥当である。

一方， 対象物件に係る所在及び地番については， 前記イ - (八) のとおり不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから， 当該学校法人に係る土地及び建物に関するこれらの情報は， 一般に公にされているものと認められる。

したがって， これらについては， 「公開することにより， 当該法人等又は当該個人の権利， 競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず， 条例第8条第1項第3号に該当しないものと認められることから， 開示することが妥当である。

(ホ) 5 F A X 送信文書 (14年12月5日付け)

この文書には， 標題， 送付先， 送信日時， 送信枚数， ファックス番号， 送信文， 学校法人 A の住所， 担当部課名， 電話番号， ファックス番号， 担当者氏名及び理事会議事録の内容等が記録されている。

このうち， 実施機関が条例第8条第1項第2号及び第3号に該当するとして非開示とした部分は， 監事の氏名， 当該学校法人の理事会議事録の内容の一部， 当該学校法人の職員氏名， 対象物件に係る所在及び地番並びに理事の印影である。

一般的に， 理事会議事録の内容については， 前記イ - (リ) において述べたとおりであるが， 当該議事録の内容について， 審査会がインカメラ審理を行ったところ， 一部 (3 ページ13行目4文字目から9文字目ま

で、同25行目2文字目から7文字目まで及び同30行目29文字目から31行目31文字目まで)は、担保に関する内容であり、これらは法人運営の根幹に触れる重要な情報であり、また、事業活動を行う上での内部管理に属する情報も含まれていることが認められ、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められることから、条例第8条第1項第3号に該当し、非開示が妥当である。また、理事の印影については、前記イ-(リ)のとおり、当該学校法人の担当者氏名については、前記(ロ)のとおり、それぞれ非開示とすることが妥当である。

一方、監事及び法人本部副本部長に係る氏名については前記イ-(ロ)のとおり開示が妥当である。また、当該議事録の一部(3ページ29行目19文字目から30行目15文字目までの部分)及び対象物件に係る所在及び地番については、前記イ-(ハ)のとおり不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから、当該学校法人に係る土地及び建物に関するこれらの情報は、一般に公にされているものと認められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

(ヘ) 6土地及び建物の登記簿謄本

この文書は、設置者変更手続の際に学校法人Aから実施機関に提出された登記簿謄本であるが、実施機関は条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした。これらについては、前記イ-(ハ)のとおり、不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから、当該学校法人に関する土地及び建物のこれらの情報は、一般に公にされているものと認められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

(2) 校地変更届及び添付書類

イ 1 復命文書

この文書には、校地変更届の概要、移管する資産の変更について、土地に係る抵当権、その他及び処理方針等が記載されている。

このうち、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示

とした部分は、移管する資産の変更の内容等についてであるが、前記(1) - イ - (八)のとおり、不動産登記法第21条の規定等によれば、何人も手数料を納付して、登記簿等の閲覧、登記簿の謄本又は抄本の交付、地図等の写しの交付を請求することができ、不動産登記法施行細則第34条の規定等により、登記官は当該請求があった場合には、登記簿等を閲覧させ又はその謄本等を交付しなければならないとされている。

校地に関しては、当該学校法人において公にされており、また、前記(1) - イ - (二)の 10の学校等の関係図面において実施機関が位置図及び見取図を開示していることから、専門学校に関する土地のおおよその位置ないし範囲が特定され、当該土地を管轄する登記所において備え付けてある地図等の閲覧により当該専門学校に関する土地の地番を特定することができるものと認められる。そうすると、上記のとおり、不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから、当該専門学校に係る土地に関する抵当権等の情報は、一般に公にされているものと認められる。

したがって、変更する土地の所在、地番及び面積については、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

一方、上記以外の移管する資産の変更の内容等については、法人運営の根幹に触れる重要な情報であり、また、事業活動を行う上での内部管理に属する情報が含まれていることが認められるので、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められることから、条例第8条第1項第3号に該当し、非開示とすることが妥当である。

□ 2校地変更届

この文書は、学校法人Bから実施機関に届出された校地変更届であり、変更の理由、変更の時期及び校地変更面積表等が記載されている。

このうち、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした部分は、変更の理由の一部及び校地変更面積表(現有面積及び変更後面積の合計を除く。)についてであるが、前記イのとおり、不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから、当該専門学校に係る土地に関する情報は、一般に公にされているものと認められる。

したがって、変更する土地の所在、地番、面積及び校地変更面積表(欄外手書きメモを含む。)については、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認

められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

一方、上記以外の変更の理由の部分については、法人運営の根幹に触れる重要な情報であり、また、事業活動を行う上での内部管理に属する情報が含まれていることが認められるので、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められることから、条例第8条第1項第3号に該当し、非開示とすることが妥当である。

ハ 3 関係図面

この文書は、学校法人Bから実施機関に提出された校地変更届に添付された専門学校敷地図及び地積測量図であるが、これらについて、実施機関は条例第8条第1項第3号に該当するとして、非開示とした。

しかし、前記イのとおり、不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから、当該専門学校に係る土地に関する情報は、一般に公にされているものと認められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

ニ 4 権利関係を証する書類

この文書は、学校法人Bから実施機関に提出された校地変更届に添付された専門学校校地内訳表及び登記簿謄本であるが、これらについて実施機関は条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした。

しかし、前記イのとおり不動産登記法上の登記簿等の閲覧・交付請求が何人にも可能とされていることから、当該専門学校に関する土地のこれらの情報は、一般に公にされているものと認められる。

したがって、これらについては、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

ホ 7 当該年度の収支予算書及び事業計画

この文書は、学校法人Bの平成14年度の予算に関する資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書及び消費収支内訳表であるが、これらについて実施機関は条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした。

しかし、前記(1)-イ-(ト)のとおり、資産運用収入等の金額を除き、大科目、補助金収入に係る大科目以外の科目に関する情報及びこれら

に相当する情報については、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、条例第8条第1項第3号に該当しないことから、開示することが妥当である。

5 結 論

以上の審議により、実施機関が非開示と判断した情報について、審査会が行った判断は別紙1のとおりである。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

(1) 専修学校 (A 専門学校) の設置者変更について

本件非開示情報			審査会の判断	
区 分		項 目	結 論	開示が妥当と判断した部分
学校 (専修学校) 設置者変更認可申請書及び添付書類	2	設置者変更要項	開示	全部
	6	新役員名簿	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・新学校法人 B 理事名簿のうち理事長を除き上から 4 番目及び 5 番目の理事に関する主な職業並びに監事の氏名 ・新旧学校法人 B 評議員名簿の氏名 ・新学校法人 B 評議員名簿のうち上から 1 番目, 3 番目, 4 番目及び 11 番目の評議員に関する住所及び主な職業並びに上から 2 番目, 6 番目, 9 番目及び 10 番目の評議員に関する主な職業 ・旧学校法人 B 評議員名簿のうち上から 1 番目の評議員に関する住所及び主な職業並びに上から 5 番目, 7 番目, 8 番目, 9 番目及び 11 番目の評議員に関する住所
	9	施設の概要	開示	全部
	10	学校等の関係図面	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図面 (図面番号が A ・ 102 と記載されたもの) ・専門学校 2 号館等に係る配置図 ・建物図面 (各階平面図) ・登記申請書 ・地積測量図 ・地籍図 ・土地及び建物の登記簿謄本
	11	学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積表	開示	全部
	12	建物面積算出表	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・建物面積算出表のうち見出し及び専門学校合計床面積並びに床面積欄 ・ A 専門学校校舎面積内訳表のうち専門学校校舎面積 (登記簿面積) 及び面積欄
	13	その他知事が必要と認める書類のうち 専門学校土地面積表	開示	全部

	<p>その他知事が必要と認める書類のうち平成14年度収支予算書B及び平成14年度収支予算書A</p>	<p>部分開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資金収支計算書（Aは資金収支予算書）のうち標題，項目名，大科目の科目名（科目名が補助金収入の場合は大科目以外の科目も含む。）及び当該金額欄（ただし，収入の部に係る資産運用収入及び前年度繰越支払資金並びに支出の部に係る借入金等利息支出，借入金等返済支出，資産運用支出及び次年度繰越支払資金を除く。） ・資金収支内訳表のうち標題，項目名，大科目の科目名（科目名が補助金収入の場合は大科目以外の科目も含む。）及び当該金額欄（ただし，収入の部に係る資産運用収入及び支出の部に係る借入金等利息支出及び借入金等返済支出を除く。） ・人件費支出内訳表のうち標題及び計の金額欄 ・消費収支計算書（Aは消費収支予算書）のうち標題，項目名，大科目の科目名（科目名が補助金収入の場合は大科目以外の科目も含む。）及び当該金額欄（ただし，消費収入の部に係る資産運用収入，帰属収入合計，基本金組入額合計及び消費収入の部合計並びに消費支出の部に係る借入金等利息支出，消費支出の部合計，当年度消費支出（収入）超過額，前年度繰越消費支出（収入）超過額及び翌年度繰越消費支出（収入）超過額を除く。） ・消費収支内訳表のうち標題，項目名，大科目の科目名（科目名が補助金収入の場合は大科目以外の科目も含む。）及び当該金額欄並びに補助金収入の大科目以外の科目名及び金額欄（ただし，消費収入の部に係る資産運用収入，帰属収入合計，基本金組入額合計及び消費収入の部合計並びに消費支出の部に係る借入金等利息支出及び消費支出の部合計）
--	--	-------------	--

		その他知事が必要と認める書類のうち 学校法人の概要	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページ目のうち主な職歴等欄の上から 2 行目, 16行目, 18行目, 27行目, 28行目, 29行目及び33行目 ・ 4 ページ目のうち主な職歴等欄の上から 3 行目, 4 行目, 10行目, 14行目及び30行目 ・ 5 ページ目のうち監事及び事務局長に関する氏名並びに主な職歴等欄の上から 10行目, 11行目, 13 行目, 16行目, 17行目, 18行目, 19行目及び21行目 ・ 6 ページ目のうち評議員の氏名, 寄附行為の選任条項並びに職業欄のうち上から 1 行目, 2 行目, 3 行目, 4 行目, 9 行目, 10行目, 11行目及び29行目 ・ 学校法人の事務組織 (平成14年 4月1日現在) ・ 申請学科に係る入学定員・現員表
		その他知事が必要と認める書類のうち B 理事会議録	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ25行目から28行目まで ・ 2 ページ 1 行目から 3 行目 1 文字目まで ・ 2 ページ 8 行目 1 文字目 ・ 2 ページ10行目 1 文字目 ・ 2 ページ14行目 1 文字目 ・ 2 ページ16行目24文字目から 18 行目 4 文字目まで ・ 2 ページ19行目から21行目まで ・ 2 ページ25行目24文字目から 31 行目まで
		その他知事が必要と認める書類のうち 趣意書	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ 3 行目 ・ 1 ページ12行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 1 ページ15行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 1 ページ17行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 2 ページ 3 行目 ・ 2 ページ14行目から22行目 3 文字目まで ・ 3 ページ 3 行目17文字目から 6 行目11文字目まで
専修学校の設置者変更認可指令書(案)	1	起案文(特記を含む)専修学校の設置者変更について	非開示	
	3	設置者変更要項	開示	全部

専修学校の設置者変更に伴う関連文書	1	F A X 送信文書 (14年9月2日付け)	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の送付先(ただし, 金融機関担当者の氏名を除く。), 電話番号及びファックス番号 ・ 2 ページ目の送付先(ただし, 金融機関担当者の氏名を除く。)
	2	F A X 送信文書 (14年10月30日付け)	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ15行目20文字目から16行目2文字目まで ・ 2 ページ目全部
	3	A の抵当権抹消手続について	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目から2行目4文字目まで ・ 3 行目
	4	法人分割に伴う担保解除の対応について	部分開示	物件の所在及び地番
	5	F A X 送信文書 (14年12月5日付け)	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページ10行目及び16行目 ・ 3 ページ29行目19文字目から30行目15文字目まで ・ 4 ページ2行目 ・ 4 ページ目の物件の所在及び地番
	6	土地及び建物の登記簿謄本	開示	全部

(2) 校地変更届及び添付書類

本件非開示情報		審査会の判断	
	項 目	結 論	今回開示が妥当と判断した部分
1	復命文書	部分開示	・ 土地の所在, 地番及び面積
2	校地変更届	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更の理由のうち変更前後の土地の所在, 地番及び面積 ・ 校地変更面積表(欄外手書きメモを含む。)
3	関係図面	開示	全部
4	権利関係を証する書類	開示	全部
7	当該年度の収支予算書及び事業計画	部分開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金収支計算書のうち標題, 項目名, 大科目の科目名(科目名が補助金収入の場合は大科目以外の科目も含む。)及び当該金額欄(ただし, 収入の部に係る資産運用収入及び前年度繰越支払資金並びに支出の部に係る借入金等返済支出, 資産運用支出及び次年度繰越支払資金を除く。) ・ 資金収支内訳表のうち標題, 項目名, 大科目の科目名(科目名が補助金収入の場合は大科目以外の科目も含む。)及び当該金額欄(ただし, 収入の部に係る資産運用収入を除く。)

		<ul style="list-style-type: none"> ・人件費支出内訳表のうち標題及び計の金額欄 ・消費収支計算書のうち標題，項目名，大科目の科目名（科目名が補助金収入の場合は大科目以外の科目も含む。）及び当該金額欄（ただし，消費収入の部に係る資産運用収入，帰属収入合計，基本金組入額合計及び消費収入の部合計並びに消費支出の部に係る消費支出の部合計，当年度消費支出超過額，前年度繰越消費支出超過額及び翌年度繰越消費支出超過額を除く。） ・消費収支内訳表のうち標題，項目名，大科目の科目名（科目名が補助金収入の場合は大科目以外の科目も含む。）及び当該金額欄並びに補助金収入の大科目以外の科目名及び金額欄（ただし，消費収入の部に係る資産運用収入，帰属収入合計，基本金組入額合計及び消費収入の部合計並びに消費支出の部に係る消費支出の部合計）
--	--	--

（注1）「 ページ」とは，当該項目の最初のページを1ページとして，順次数えたものである。

（注2）「 行目」とは，文字が記載されている行を一番上から1行目として，順次数えたものである。ただし，一切文字の記載のない行については数えていない。

（注3）「 文字目」とは，1行中に記録された文字の一番左の文字を1文字目とし，順次数えたものである。なお，句読点，記号等及び括弧については，それぞれ1文字として数えているが，空白部分については数えていない。

別紙 2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
16 . 7 . 22	諮問を受けた。(諮問第161号)
16 . 7 . 29	異議申立人に理由説明書を送付した。
16 . 8 . 30	異議申立人から意見書を受理した。
16 . 9 . 9	実施機関(私学文書課)に意見書を送付した。
17 . 3 . 7 (第210回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 3 . 28 (第211回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。
17 . 4 . 19 (第212回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取した。
17 . 5 . 18 (第213回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 6 . 1 (第214回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 6 . 20 (第215回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 7 . 4 (第216回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 8 . 4 (第218回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 9 . 7 (第219回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 9 . 27 (第220回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 10 . 19 (第221回審査会)	事案の審議を行った。

17.11.8 (第222回審査会)	事案の審議を行った。
17.11.30 (第223回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
大葉由佳	フリーアナウンサー	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
木下淑恵	東北学院大学法学部助教授	
佐々木健次	弁護士	会長
武田貴志	弁護士	

(平成17年12月21日現在)

(注) 岡本勝委員は、宮城県情報公開審査会運営規定第3条第1項の規定により回避した。